

北海学園大学同窓会支部設置規程

第 1 条 会則第 5 条に定める支部は、この規程により設置するものとする。

第 2 条 本会の支部は、道内は各市区、支庁毎に、道外は都府県毎に 1 支部をおくことを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、職域その他特殊事項に応じ、支部をおくことができる。

第 3 条 支部は、所属会員の親睦を図り、本部の活動に協力し、母校の発展に寄与するものとする。

第 4 条 新たに支部を設けようとするときは、支部規約、役員及び会員名簿を添えて会長あてに申請し、幹事会の承認を受けるものとする。

第 5 条 支部は、適当と認められる場合には分会をおくことができる。

付則 この規程は、昭和 54 年 1 月 31 日から施行する。

付則 この規程は、平成 12 年 6 月 29 日から施行する。